

平成28年勝浦町マラソン議会（みかん会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成28年11月8日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 11月8日 午前9時30分 議長 国清一治

散会 11月8日 午後2時25分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

4番	麻植秀樹	8番	森本守
----	------	----	-----

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	野上武典
税務課長	笹山芳宏	福祉課長	大西博己
産業交流課長	海川好史	住民課長	籾和夫
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長	河野稔彦
勝浦病院 事務局長	山田徹	会計管理者 出納室長	岡本重男

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告
- 日程第4 議案第1号 勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第2号 勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第3号 勝浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進員の定数に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第6号 平成28年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第7号 平成28年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第8号 平成28年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第9号 平成28年度勝浦町消防団第7分団小型動力ポンプ積載車調達業務に係る物品購入契約の締結について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（国清一治君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成28年勝浦町マラソン議会みかん会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況を報告します。

10月22日，環境町民のつどいに森本議員が出席しました。

10月23日，農村環境改善センターで行われたコーラスグループやまぼうしの10周年記念に私が出席しました。

10月24日から26日まで，熊本県益城町において熊本地震の被災状況調査及び震災対応について，宮崎県美郷町において救急システムの現地調査を行いました。

10月27日，北海道鶴居村から議会視察団が来町し，議員全員が対応をいたしました。

10月29日，環境改善センターにおいて，徳島県南部地区消費者行政の会に私が出席をいたしました。

10月30日，町民体育祭に全議員が出席をいたしました。

11月6日，やっこ連50周年記念大会に私が出席をいたしました。

11月7日，小松島市で開催された平成28年度小松島市外3町村衛生組合第2回定例会に，松田議員，大西議員と私が出席しました。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは，中田町長，藪下副町長，椎野教育長，野上参事ほか関係課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に，日程第2，会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

平成28年勝浦町マラソン議会みかん会議における会議録署名議員は，4番麻植議

員， 8 番森本議員の兩名を指名いたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に，日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

美馬委員長。

○議会運営委員長（美馬友子君） おはようございます。

10月20日に議会運営委員会を開きましたので，協議結果を報告いたします。

会議日程ではありますが，本日第一読会を，21日から24日にかけて一般質問を行い，24日に第二，第三読会を予定いたしますので，ご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお，この11月会議における第一読会での全ての議案審議は，会議規則第52条にある，議長が議員として質疑を行うときは，会議規則第53条にある自由討議と同様に，議長席で行うことと決定いたしました。

以上，報告いたします。

○議長（国清一治君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは，議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に，日程第4，議案第1号，勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてから日程第12，議案第9号，平成28年度勝浦町消防団第7分団小型動力ポンプ積載車調達業務についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶並びに本件の趣旨説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

平成28年勝浦町マラソン議会みかん会議の開会に当たりまして，ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては，公私にわたり何かとご多用のところご出席を賜り

まして、深く感謝を申し上げます。

また、議員の皆様方には、日ごろから町勢の発展にご尽力をいただいておりますことに対しましても厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、このたびの鳥取県で発生をいたしました大地震におきまして、被害に遭われた方々に対して、心よりお見舞いを申し上げます。鳥取県と徳島県とは、危機事象発生時の相互応援協定を締結していることから、徳島県からもいち早く、支援のため職員が派遣されましたが、本町といたしまして、現段階の予定では、本日11月8日から11月12日までと11月23日から11月27日まで、職員をそれぞれ1名ずつ派遣をいたします。今後におきましても、被災地が一日でも早く復興できるよう、県を通じて情報収集に努めながら、可能な限りの支援を行っていきたいと考えているところでございます。

さて、9月10日に、地域医療を考える特別講演会を開催をしました。勝浦病院平賀院長の基調講演の後、海部郡地域医療を守る会の副会長でございます石本知恵子さんからご講演をいただき、「地域医療を守るために住民ができること」という演題でご講演をいただき、多数の方々のご参加をいただきまして、皆様方とともに学ぶことができました。

今後におきましても、このような講演会の開催を初め、さまざまな方法によりまして、町民の皆様方に地域医療の重要性について関心を持っていただき、今後の勝浦病院や勝浦町の地域医療のあり方について、ともに考えてまいります。

9月22日には、生比奈小学校、横瀬小学校の運動会が開催されました。当初の予定では、天候が不順により延期されての開催となりましたが、生徒・児童の皆様方には、家族や地域の方々が見守る中、この日に向けて取り組んできました練習の成果を十分に発揮され、お互いが協力しながら競技をされていました。勝浦町の未来を担う児童の皆様方の心身ともに健やかな成長を心から願っているところでございます。

続きまして、9月24日には、勝浦町人権講演会を開催をいたしました。講師として、大相撲貴乃花部屋のおかみさんであります花田景子さんにお越しをいただきまして、「相撲に見る日本人の心」と題しましてご講演をいただきました。当日は多数の町民の皆様方にご参加をいただきまして、人権の大切さについて認識を深めていただきました。町としましても、今後とも人権の尊重が広く理解され、差別のない明るい

社会づくりの実現に向けまして、さまざまな取り組みを行ってまいります。

9月29日には、愛媛県松山市で開催をされました平成28年度四国四県の町村長、議長大会に出席をいたしました。大会では、「四国の観光戦略について」と「サイクリング・アイランド四国」と題しまして、それぞれご講演をいただきました。講演によりまして学んだことを今後の本町の観光振興や町づくりに生かしたいと思っております。

10月3日には、勝浦町子育て交流支援センター改築工事の起工式が行われまして、子育て支援を重要施策と考えております本町にとりましてこの改築工事は大変重要な事業でもありまして、設計に際しましては、子育ての最中にある若い保護者の方々の生の声を十分お聞きし、小さなお子様の成長に最大限配慮いたしました。今後、工事を進めていく中で、何かとご迷惑をおかけします地元の住民の皆様方を初め関係者の皆様方のご理解、ご協力をいただきながら努めてまいります。少子化対策に積極的に取り組む本町の情報発信の拠点となります、センター完成にさせたいと考えているところでございます。

10月15日に開催をいたしました第26回の健康・福祉まつりでは、今回も多数の方々のご参加をいただきまして、盛大に開催することができました。今回は、まつりのテーマを「もしもに備える！災害時の食事について考えよう」と題しまして、管理栄養士の今泉マユ子さんにご講演をいただきました。表彰関係では、長年にわたりまして地域での社会福祉活動等に貢献された方々への表彰状や感謝状の贈呈をさせていただきました。また、今年米寿に到達された52名の方々、喜寿に到達された67名の方々に記念品を贈呈させていただいたところでもございます。町といたしましても、今後とも町民の皆様方が健康で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいり所存でございます。

10月22日には、第8回の環境町民のつどいを開催をいたしました。表彰関係では、長年にわたりまして環境美化などにご功績のありました皆様方に感謝状を贈呈をさせていただきました。また、環境活動に取り組まれております皆様方から、その活動内容についての事例発表もいただきました。講演につきましては、「生ごみを活かす循環型農業～ボカシで元気な野菜や花づくり」と題しまして、NPO法人循環型環境・農業の会の理事でございます澤田照雄さんからご講演をいただきました。今後におき

ましても、さまざまな方法によりまして、町民の皆様方に環境問題についてご理解を深めていただき、町としての地域環境を守っていききたいと考えております。

10月23日には、コーラスやまぼうしの10周年記念コンサートに出席をいたしました。コーラスやまぼうしは、平成18年の発足以来、毎年開催をされております勝浦町芸能大会やビッグひな祭りを初めとする各種イベントなどの出演や、福祉施設の慰問など、本町の文化振興や町民の福祉向上に大きく貢献をいただいております。今年度も、本町では住民が行う地方創生に向けた新たな取り組みを実現するため、かつうらみらい創生事業補助金を創設いたしております。当日のコンサートにつきましては、この事業を活用していただきまして、大勢の皆様方のご参加により盛大に開催することができました。今後におきまして、ますますのご発展とご活躍をお祈りを申し上げますとともに、引き続き文化振興に、そして町民の福祉向上にお力添え賜りますようお願いを申し上げますところでもございます。

そして、10月24日には、東部1地区の知事・市町村長地域懇話会が佐那河内村役場で開催をされました。懇話会におきましては、本町からはビッグひな祭り、リオデジャネイロの展示において、県からいただきましたご支援に感謝を申し上げますとともに、今後におきまして、地域でのまちづくりの担い手育成等、人材育成の取り組みについて引き続きご支援いただけるように要望いたしましたところでもございます。人口減少、少子・高齢化の中で、地方創生の取り組みにおきまして一人一人の役割がますます重要なものとなってきております。飯泉知事にもこのことについて十分ご理解をいただきまして、県としても引き続き、できるだけの支援を行いたいとのお答えをいただいたところでもございます。町といたしましても、県の支援をいただきながら、持続可能なまちづくり実現のために、担い手の育成を初めとする人材育成に引き続き取り組んでまいり所存でもございます。

10月30日には、町民体育大会を開催をいたしました。昨年、町制60周年記念行事として9年ぶりに開催をいたしました町民体育大会におきましては、大勢の方々のご参加をいただき、盛大に開催することができました。今回の大会は、前回に続きまして、町民からの要望がありました種目を多く採用することから、実施された競技種目に町民の皆様方が積極的にご参加をいただくとともに、参加者に対する町民の皆様方の応援によりまして、大いに盛り上がったところでもございます。表彰関係では、ス

スポーツ及び学術、文化の各分野ですぐれた業績、功績を残された方々への表彰状を贈呈をさせていただきました。また、今回の町民体育大会の開催に際しまして、去る6月29日に開催をされました子ども議会におきまして、会議にご出席をいただきました中学生の生徒さんから、町と中学生による町民体育大会の共同開催についてというご提案をいただいていたこともありまして、大会運営等、種目につきましてもご意見をいただき、ご協力をいただいたところでもございます。おかげをもちまして、今回の大会、「スポーツでつなぐ人と人」というテーマでございまして、いろいろと信頼の輪を広げる場とすることができました。議員の皆様方初め、大会の開催に際しましてご協力いただきました関係者の皆様方に対しまして、この場をおかりをいたしまして厚く御礼を申し上げる次第でもございます。

11月6日には、やっこ連の50周年記念公演に出席をいたしました。やっこ連は昭和42年に結成以来、50年の歴史を積み重ねておりまして、今や県下でも有名連として徳島市の阿波おどりを初め数々の阿波おどりイベントに出演をされておりまして、阿波おどりを通じて本町の文化振興に大きな寄与をされております。また、このほかにも、毎年町内で開催されておりますビッグひな祭りなどのイベントの出演、また近畿かつうらふるさと会や、全国かつうらネットワークを通じての文化交流事業でございます千葉県勝浦市での芸能大会への出演など、さまざまなことで交流事業に大きな貢献をいただいているところでもございます。当日の記念公演につきましても、かつうらみらい創生事業補助金の事業を活用していただきまして、大勢の皆様方にご参加をいただき、盛大に開催がされました。やっこ連におきましても、今後ますますのご活躍とご発展をお祈りを申し上げますとともに、引き続き本町の文化振興、交流事業にお力添え賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本会議に上程をいたしております議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第1号、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部を改正する法律と同法施行令の一部を改正

する政令が平成29年1月1日から施行することとされたことに伴いまして、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものでございます。

議案第2号は、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例につきましても、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されまして、同法第8条により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部を改正する法律と同法施行令の一部を改正する政令が平成29年1月1日から施行することとされたことに伴いまして、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものでございます。

議案第3号、勝浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてであります。

この条例につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正が平成27年9月4日付で公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴いまして、勝浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定を行うものでございます。

続きまして、議案第4号、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第3号で説明しましたとおり、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことによりまして、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を新設するため、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものでございます。

議案第5号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,355万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億8,607万4,000円とするものでございます。

議案第6号、平成28年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,582万2,000円とするものであります。

議案第7号、平成28年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,687万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を6億3,687万6,000円とするものでございます。

議案第8号、平成28年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,609万9,000円とするものでございます。

議案第9号は、平成28年度勝浦町消防団第7分団小型動力ポンプ積載車調達業務に係る物品購入契約の締結についてであります。

これは、勝浦町消防団第7分団への小型動力ポンプ積載車を導入するために必要な物品を調達するため、指名競争入札によりまして調達業務の請負人を定め、その者と契約を締結するに当たりまして、勝浦町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、町議会の議決を求めるための案件でございます。

以上詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきましてご決議賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（国清一治君） 議案第1号から議案第9号について町長の説明は終了しました。

引き続き、関係各課長から詳細説明を求めます。

議案第1号、第2号、第5号及び第6号について。

笹山税務課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 議案第1号、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。改正の経緯につきましては、先ほど町長が申し上

げたとおりでございますので、私からは本町に関係する点についてご説明を申し上げます。

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律に定める町内に住所を有するものが支払いを受けるべき特例適用リスト及び特例適用配当等については、ほかの所得と区分し、その前年中の特例適用リスト及び特例適用配当等に対し10分の3の税率を乗じて得た額に相当する町民税を課するという内容でございます。

次に、議案第2号は勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。同じく本町に関係する点についてご説明をいたします。

賦課調整条例に基づき分離課税される特例適用リスト及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるという内容でございます。

次に、議案第5号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

予算書の12ページ、3、歳出のページをお開きください。

一番下の欄でございます。2件あります。まず1件目は、2款3項2目7節の賃金、臨時雇い賃金、20日分でございます。これは中山地区の地籍調査完了に伴い、補正されました土地台帳が建設課から税務課に送られてまいりました。申し合わせで本町の土地台帳にそのまま反映させておりませんので、既に終えている1地区とあわせて法務局からの変更通知書を手書きで書き加えていく必要がございます。それに従事していただくために臨時職員を雇用し、12万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

2件目は、2款3項2目13節の委託料です。これは平成30年度に3年ごとの土地の評価がえの年を迎えます。町内にあります標準宅地33カ所、うち3カ所につきましては県の負担でしていただきます。この鑑定評価に係る費用として194万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

次に、平成28年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

これも予算書の歳出からご説明をいたしますので、10ページをお開きください。

2 款保険給付費， 1 項療養諸費， 3 目一般被保険者療養費， 19 節負担金補助及び交付金100万円の増額補正でございます。財源は， 国県支出金が50万円， 一般財源から50万円， 合わせて100万円です。理由といたしましては， 柔道整復分が平成27年4月から10月までは527件でしたが， 平成28年4月から10月まででは572件と， 45件も増加いたしました。これは平成27年の平均一般被保険者が1, 272人から平成28年の平均一般被保険者数1, 288人と， 16人増加したことが影響していると思われま

す。次， 2 款保険給付費， 2 項高額療養費， 2 目退職被保険者高額療養費， 19 節負担金補助及び交付金300万円の増額補正です。財源は， 国県支出金50万円， 療養給付費交付金218万8, 000円， 一般財源から81万2, 000円を合わせて300万円です。理由は， 当初予算編成時には該当者が2名でしたが， 現在は4名にふえていることが要因かと考えております。

次， 3 款老人保健拠出金， 3 項前期高齢者納付金等， 1 目前期高齢者納付金等， 19 節負担金補助及び交付金 1 万5, 000円の増額補正です。財源は， 一般財源の 1 万5, 000円を充当します。理由は， 当初予算は支払基金の概算で組んでおりました。4 月分が確定して不足が判明したということでございます。

5 款共同事業拠出金， 1 項共同事業拠出金， 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金， 19 節負担金補助及び交付金119万8, 000円の増額補正です。財源は， 国県支出金59万8, 000円， 高額医療費共同事業交付金59万9, 000円， 一般財源から1, 000円を合わせて119万8, 000円です。理由は， 国保連合会からの平成28年度高額医療費共同事業拠出金の予算時における見積額が1, 410万5, 286円であったのが， 見込み額になると1, 530万3, 720円と変更されてきたためでございます。

9 款予備費， 1 項予備費， 1 目予備費， 99 節予備費132万8, 000円の減額補正です。財源は， 一般財源から132万8, 000円。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 次に， 議案第3号， 第4号及び第5号について。

海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 議案第3号， 勝浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について， 詳細説明をいたします。

農業委員会に関する法律が， 町長申し上げたとおり27年9月4日に改正され， 本年

4月1日から施行されました。経過措置によりまして、本町では来年7月20日から新制度が適用されることとなります。農業委員会委員の選出方法の変更及び農地利用最適化推進委員の新設が行われたことに伴い、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める必要がございます。また、新年度予算にも関係することから、本議会での条例制定を提案するものでございます。

それでは、議案第3号で第1条、この条例は、農業委員会委員等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、勝浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

第2条、委員の定数は、11人とする。

第3条、農地利用最適化推進委員の定数は、5人とする。

附則として、1、この条例は、平成29年7月20日から施行する。2、農業委員の選挙による委員定数条例は、廃止するというところでございます。

現在の条例で委員任期、平成29年7月19日まででございますが、農業委員の選挙による委員の定数条例で選挙による委員は10人とすると定めております。また、選挙委員以外に農業団体や議会推薦によって4名の専任委員として、合計が14名体制で現在は行っております。新制度に移行することによりまして、過半数が認定農業者の農業委員であるなど、農業委員会全体としても2名の増員となり、農地利用の最適化を積極的に推進していく体制となります。

続きまして、議案第4号の詳細説明を行います。

地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案第3号で説明しましたとおり、農業委員会等に関する法律が改正されたことによりまして、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を新設することになります。別表中、既存の農業委員会委員に追加して農業委員会農地利用最適化推進委員の報酬、年額12万円を追加し、上段表を下段表に改めることによる条例の一部を改正する条例でございます。

附則で、この条例は、平成29年7月20日から施行することになります。

以上で議案第4号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第5号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）の詳細説明をいたします。

産業交流課関係の一般会計補正予算でございますが、12ページのほうをお開きください。

事項別明細3，歳出で説明をさせていただきます。中央部の表でございますが、2款総務費，2項企画費，1目企画費につきましては，地方創生関連の予算でございます。補正額4,585万6,000円のうち，産業交流課関係予算につきましては，勝浦町活性化センター——仮称でございますが——整備について，4,151万6,000円を増額補正提案するものでございます。

15節工事費4,165万4,000円のうち，活性化センター整備につきましては3,801万6,000円で，基本設計額と機能配置案に基づきまして算出した額でございます。

続いて，18節備品購入費につきましては，350万円でございます。活性化センター備品といたしまして，椅子，三角テーブル，カウンター等の備品の購入費でございます。

歳入につきましては，10ページのほうをごらんいただけたらと思います。

最下段の表で20款町債，1項町債，1目土木債，1節で過疎債で，過疎対策事業債，ハード事業で1億2,310万円のうち3,800万円が充当されるということになります。

続きまして，13ページをお開きください。

中央部の表でございますが，5款農林水産業費，1項農業費，7目土地改良推進事業費につきましては，畑総県営水利施設整備事業で，19節負担金といたしまして75万円を増額補正提案するものでございます。事業費負担割合といたしまして，国2分の1，県4分の1，町4分の1の事業割合となっております。畑総施設の機能保全計画に基づきまして，平成28年度から5年間の計画で保全対策工事を実施する計画でありまして，平成28年度は事業費8,000万円，町負担金といたしましては2,000万円で，緊急遮断弁設置工事を棚野立川地区で計画しており，12月上旬には工事着工を予定しております。勝浦町への300万円の追加配分が可能となり，平成29年度予定工事の設計委託等が前倒しで実施でき，新年度早期の工事発注が可能となるため，事業費の4分の1に当たる75万円を増額補正提案するものでございます。

以上が産業交流課関係の一般会計補正予算の詳細説明でございます。

○議長（国清一治君） 次に，議案第5号及び第9号について。

野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 議案第5号，平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）について，詳細説明を申し上げます。

先ほど税務課長，それから産業交流課長が説明があった部分については省略をさせていただきます。

初めに，2ページをお開きください。

今回の補正予算の歳入は，特定財源といたしまして，13款国庫支出金，補正額4,733万1,000円で，うち1項国庫負担金，補正額3,335万円は，公共土木災害に対する災害復旧費国庫負担金でございます。

2項国庫補助金，補正額1,398万1,000円，この内訳は，教育費国庫補助金183万円，農林施設に対する災害復旧費国庫補助金1,215万1,000円でございます。

14款2項県補助金，補正額180万6,000円につきましては，消防費県補助金でございます。

17款1項基金繰入金，補正額マイナスの1,800万円の減額補正につきましては，事業変更により土地開発基金から繰り入れをやめるものでございます。

一般財源として，18款1項繰越金，補正額4,157万6,000円を計上いたしております。

19款3項雑入，補正額274万5,000円につきましては，市町村振興協会交付金を総務管理費に174万5,000円，企画費に100万円を充当するものでございます。

20款1項町債，補正額1億5,810万円につきましては，土木債として過疎対策事業債に1億2,310万円，補正予算債に360万円を追加補正，災害復旧費として公共土木施設に1,660万円，農林業施設に710万円を追加補正，それから緊急防災減災事業債として770万円を追加補正することといたしております。

歳入合計の補正額は，2億3,355万8,000円となっております。

3ページをごらんください。

歳出は，2款総務費，補正額5,156万円を追加するもので，内訳は，1項総務管理費，補正額363万8,000円，2項企画費，地方創生関連事業で補正額4,585万6,000円，徴税费につきましては，先ほど税務課長から説明がありましたので省略いたします。

4款衛生費，1項保健衛生費，補正額9,983万8,000円を追加補正するもので，簡易

水道事業特別会計への繰出金でございます。

5款農林水産業費につきましても、先ほど産業交流課長のほうから説明がございましたので、省略させていただきます。

7款土木費、2項道路橋りょう費、補正額マイナス1,040万円の減額補正につきましては、県単道路改良費の県道整備関連に係るものでございます。

8款消防費、1項消防費、補正額1,280万7,000円の追加補正でございますが、非常備消防費、防火水槽整備等に係るものでございます。

9款教育費、2項小学校費、補正額650万3,000円の追加補正でございますが、横瀬小学校関連事業に係るものでございます。

10款災害復旧費、補正額7,250万円の追加補正でございますが、内訳は1項公共土木施設災害復旧費、補正額5,000万円、2項農林水産施設災害復旧費、補正額2,250万円で、台風16号等による災害復旧事業に係るものでございます。

歳出合計の補正額は、2億3,355万8,000円となっております。

5ページをごらんください。

第2表の地方債補正でございますが、追加分として補正予算債360万円、教育費の小学校費に充当。

次に、現年農林施設債440万円及び現年林道施設債270万円は、農林水産施設災害復旧費に充当するため、追加補正するものでございます。

6ページをごらんください。

地方債補正の変更分につきましては、過疎対策事業債（ハード事業）の限度額を1億2,310万円追加補正し、限度額を3億4,030万円とするもので、内訳は、総務費の企画費に3,800万円、衛生費の保健衛生費に8,440万円、農林水産業費の農業費に70万円を充当するため、追加補正するものでございます。

次に、現年公共土木債の限度額を1,660万円追加補正し、限度額を1,990万円とするもので、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費に充当するものでございます。

最後に、緊急防災減災事業債の限度額を770万円追加補正し、限度額を4,990万円とするもので、消防費の非常備消防費に充当するものでございます。

続きまして、企画総務課関係の補正予算につきまして、事項別明細3の歳出で説明させていただきます。

12ページをお開きください。

2款総務費，1項総務管理費，1目総務管理費の19節負担金補助及び交付金，補正額349万2,000円につきましては，自治体情報システム強靱性向上対策のため，徳島県が整備しているセキュリティクラウド構築事業の負担金として計上したもので，財源として市町村振興協会交付金174万5,000円が充当されます。詳細につきましては，本日お机の上にお配りしました企画総務課関係参考資料，セキュリティクラウド構築費用に係る負担金についてをごらんください。

続きまして，その下，2款1項2目財産管理費の15節工事請負費，補正額14万6,000円は，庁舎内の各課案内看板のうち，玄関から来庁した住民の方が，玄関ロビーから住民課が現在確認できないという状況でございます。そこで，玄関ロビーに向けて住民課という案内看板を設置する工事費の追加補正でございます。

14ページをごらんください。

8款消防費，1項消防費，1目非常備消防費の13節委託料180万7,000円につきましては，熊本地震災害時に避難所の安全性が問題となったことから，国の指導により避難所の非構造部材の把握調査に取り組むもので，おおむね全額国庫補助金180万6,000円が充当されます。15節工事請負費1,100万円につきましては，坂本地区の防火水槽設置工事に係る追加補正で，100立米の防火水槽を計画しており，坂本地区の要望もあり，プール撤去費及び道路に面した工事に費用が増加したことから追加補正をお願いするところでございます。

一般会計の詳細説明については以上でございますが，消防費の業務委託料，避難所緊急安全診断事業補助金につきましても，お手元に参考資料をお配りいたしております。その中に避難所につきまして調査する避難所を最後のページに上げておりますので，ごらんいただけたらと思います。

また，防火水槽でございますが，平面図を添付させていただいております。プールの一番右端のほうに設置する予定といたしております。

続きまして，議案第9号，平成28年度勝浦町消防団第7分団小型動力ポンプ積載車調達業務に係る物品購入契約の締結についての詳細説明をいたします。

議案第9号をごらんください。

議案第9号の物品購入契約の締結については，契約の目的として，23年経過した老

朽化した勝浦町消防団第7分団小型動力ポンプ積載車を更新するもので、規格形式は小型動力ポンプ（B-2級）積載車、数量は1台、契約の方法は指名競争入札、10月26日に執行いたしております。契約の金額は780万8,400円、契約の相手方は、住所、徳島市津田浜之町5番5号、名称、株式会社藤島徳島営業所、代表者氏名、取締役所長藤島晴三でございます。

以上、企画総務課関係の第5号議案、第9号議案の詳細説明を申し上げました。ご審議の上、ご決議くださいますようお願いいたします。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第5号及び第7号について。

柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） それでは、建設課の議案について説明いたします。

まず、お手元にお配りしたものを説明いたします。3枚のものを配付いたしました。1つは地方創生の関係の資料と、それと土捨て場の予定地の平面図的なものと、それと今回の災害復旧を提案しております位置図でございます。

それでは、議案第5号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）の建設課提案の詳細説明をいたします。説明の仕方といたしましては、歳出の表の中で歳入歳出とも説明をいたしたいと思っております。

では、予算書の12ページをお開きください。

12ページの中の表、真ん中の表です。それで、款2総務費、項2企画、目1の企画費、節15の工事費の4,165万4,000円のうち、建設課分といたしましては363万8,000円の補正を行うものです。歳入については、一般財源でございます。当初予定しておりました立木及び家屋補償の額が多くかかり、予算執行上、流用が必要となり、工事費の科目から一部流用をさせていただきました。それと、用地測量とか設計委託の不足が一部生じたので、工事費のほうから流用しました。

また、水道管の布設において、当初計画しておりました口径が50ミリは必要だなということで、水道の平面図により近い場所から引っ張ってくる計画ではございましたが、試掘の結果、30ミリと判明いたしまして、近場の50ミリの場所まで管路を延ばすこととなって工事費が増額となっております。いずれにしても、今回の補正は当初予算における補償などの見込み違いがあったことから、今後の反省点だと思います。

今後の予定といたしましては、宅地造成の総額が決まれば売却の予定をしております。

す。

また、このたびの住民課からの補正予算が出ております集落排水の特別会計の補正予算でございます。それについては、造成工事に伴う水道管布設の管の位置とリンクいたしますので、手戻りを防止するために、同時施工ができるように、町道敷地内の工事の配管とか、それとか真空ユニットの公が負担する工事費の補正を建設課からお願いしたものでございます。

続きまして、予算書の13ページをお開きください。

13ページにおきまして、一番下の表で7土木費、2道路橋りょう費、3県単道路改良費で、総額1,040万円の減額補正を行うものです。節におきまして、13委託料380万円、これは測量設計委託料でございます。土捨て場の詳細設計と幅ぐい設置業務費を計上しております。

次、17の公共財産購入費、これにおきましては、マイナスの1,800万円。これは、当初、土捨て場の用地を購入して残土処理を考えておりましたが、土捨て場の所有者の一部の方が買収でなく盛り立て後に農地などに使いたいということから、用地買収費は現時点では不要といたしました。

補償費、補償補填及び賠償金380万円については、これは土捨て場の立木補償の補償であります。農業用の果樹でみかんとか柿がございます。また、工作物で作業小屋とか水槽などがありまして、それについては伐採及び移転補償を計上いたしております。また、山地でございますので、杉とかヒノキがございます。それについては買い取り補償といたしたいと思っております。

では、続きまして14ページをお願いいたします。

一番下の表で、10の災害復旧費、1公共土木施設災害復旧費、2公共土木災害復旧費の15の工事費でございます。工事費で5,000万円を補正するものです。これは、8月28日から29日の8月豪雨と、9月19日から20日の台風16号により被災した公共土木施設災害復旧事業の事業費の補正をするものであります。内容につきましては、河川が1カ所、道路が12カ所の13カ所でございます。財源内訳といたしましては、国費が3,335万円、地方債が1,660万円、一般財源が5万円となっております。

続きまして、予算書の15ページをごらんください。

10の災害復旧費、2の農林水産施設災害復旧費、1の農業施設災害復旧事業費の総

額が1,500万円の補正を行うものです。施設におきまして、13の委託料が100万円、これは対象物件の測量設計委託費でございます。続きまして、15の工事費については、1,400万円を計上しております。これは、先ほど申した豪雨ではなくて台風16号により被災した物件でございます。内容におきましては、道路が2カ所と水路が2カ所の計4カ所でございます。財源におきましては、国費が9,100万円、それと地方債が4,400万円、一般財源が150万円でございます。

続きまして、ほの下の目の2です。林道施設災害復旧事業費の総額が750万円の補正を行うものです。施設におきまして、13委託料100万円、これは対象物件の測量設計委託料、その下が15の工事請負費が650万円でございます。これも台風16号による被災した林道施設の災害復旧の補正でございます。内容につきましては、林道の2カ所が被災を受けておりまして、それを計上しております。補正額の財源といたしましては、国県支出金が305万1,000円、地方債が270万円、一般財源が174万9,000円でございます。

以上で議案第5号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）の建設課の提案物件の説明を終わります。

続きまして、議案第7号の平成28年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をいたします。説明の仕方といたしましては、さっきと同様に歳出の表の中から歳入、歳出とも説明をしたいと思います。

では、予算書の6ページをお願いいたします。

下の表で、1、簡易水道費、2、簡易水道建設費、6、中山横瀬簡易水道建設費ということで、総額が2億2,687万4,000円の補正をするものです。この補正は、中山横瀬簡易水道の浄水施設の整備、導水管の更新、それと水源地の取水堰堤などの整備をする費用でございます。歳出の内訳といたしましては、9の旅費で20万円でございます。材料検査の出張旅費でございます。それと、13の委託料3,085万6,000円で、内容は実施設計の測量設計費と施工監理費でございます。14の使用料及び賃借料2,000円は、材料検査に伴う駐車場代ということになります。15の工事費につきましては、1億9,581万6,000円で浄水施設の整備、それから導水管、それから取水堰などの整備工事の費用でございます。歳入の内訳といたしましては、補正額の財源内訳でござらんになりますと、国費が3,693万6,000円、地方債が8,450万円、その他が9,983万

8,000円、一般財源が560万円となっております。

以上で議案第7号の平成28年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。

以上です。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第5号について。

河野教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 議案第5号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）、教育委員会関係の詳細説明をいたします。

歳出からご説明をさせていただきまして、財源内訳の中で歳入をあわせてご説明させていただきます。

12ページをお開きください。

中ほどになりますが、2款2項1目企画費の19節負担金補助及び交付金で、阿南方面バス支援補助金といたしまして、70万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。この事業は、当初200万円を予算計上をしておりましたが、その積算根拠は町の公用車を無償貸与して運行を予定をしておりました。しかしながら、徳島運輸支局への運行登録が必要となったことから、横瀬観光のジャンボタクシーの運行に切りかえて4月から実施をいたしておるところでございます。1学期の試行期間の利用状況を踏まえて、2学期以降も継続して実施をすることとしておりますが、運行については、基本運行の1日3便から11月以降につきましては1日2便に変更いたしまして、3学期まで実施するものとして積算をし、増額補正をお願いするものでございます。

ただ、基本方針としまして、町の公用車利用による運行のための運行登録の手続を並行して進めておるところであります。仮に運行登録の完了後の町公用車貸与による運行となる場合に係る経費につきましては、この増額補正額以内で対応できるものと考えております。財源としまして、財源内訳はその他特定財源として100万円が充当されています。これにつきましては10ページをお開きください。

10ページの19款3項5目の1節雑入でございますけれども、横の市町村振興協会市町村交付金、こちら274万5,000円とありますが、このうちの100万円がこちらの阿南バスのほうに充当をいたしております。

続いて、14ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうの中ほどになりますが、9款2項1目学校管理費の13節委託料、設計監理委託料86万4,000円。これにつきましては、横瀬小学校体育館トイレ改修工事に係る設計監理委託料でございます。その下の15、工事請負費、こちらが563万9,000円でございます。こちらのほうが横瀬小学校体育館のトイレ改修工事費463万9,000円と、こちらの体育館の入り口にかかるスロープの設置工事費100万円を合わせた額で、トータル563万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。トイレの改修工事でございますけれども、同体育館は和式トイレしかなく、洋式トイレに変え、さらには男女の仕切りを明確にし、プライバシーを確保すること、またトイレの掃除のときの排水も流れにくい状態となっておりまして、数年前から学校側から強く要望が上がってきていたものでございまして、毎年国のほうにも要望をいたしておりましたところ、このたび国の補正予算で認定をされたことを受け、増額補正をするものでございます。また、体育館スロープの設置工事につきましては、トイレの改修工事とあわせて実施するもので、障害児の学習環境を改善するため、また体育館玄関外にスロープの設置、玄関内に可動式のスロープを設置するものでございます。工事費につきましては、この100万円の工事費は町単独でございます。横の工事に係る財源内訳でございますが、国県支出金が183万円、地方債360万円、一般財源が107万3,000円となっております。

9ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの中ほどになりますが、13款2項6目の1節小・中学校費国庫補助金で、学校施設環境改善交付金といたしまして183万円がこちらの事業に充当をいたしております。補助率は3分の1でございます。

また、続いて10ページをお開きいただきまして、下のほうになりますが、20款町債1項1目の土木債でありますけれども、この中の2節補正予算債といたしまして、事業費の3分の2の額で360万円を計上いたしております。

教育委員会関連の詳細説明は以上でございます。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第8号について。

籾住民課長。

○住民課長（籾 和夫君） 住民課からは、議案第8号の平成28年度勝浦町農業集落

排水事業特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を申し上げます。

平成28年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）資料の4ページの事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

3, 歳出から説明をさせていただきますが、1款農業集落排水事業、1項農業集落排水事業、1目農業集落排水事業施設管理費に13節委託料30万円と15節工事請負費308万6,000円を増額し、財源としまして前年度繰越金を充当し、補正をお願いするものでございます。これは、先ほど建設課長からご説明がございましたとおり、横瀬地区の住宅用地整備工事、分譲に伴います農業集落排水施設への新規加入、接続に関する増設工事に関しまして設計監理委託料と工事請負費を補正をお願いするものでございます。

以上、議案第8号の詳細説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（国清一治君） 以上で議案第1号から第9号までの詳細説明は終わりました。

議事日程の都合により、11時まで休憩といたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第1号から議案第9号について総括質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いします。

議案第1号、賦課徴収条例の一部改正。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 申しわけないです。どうも聞いただけで理解できなかったんで、かいつまんでわかりやすく説明をお願いします。

○議長（国清一治君） 税務課長。

1, 2一緒で。

○税務課長（笹山芳宏君） 国のほうの所得税法の一部が改正されて、外国人の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律っていうんがあって、その法律の中で、勝浦町においでの方で外国で仕事をして特例適用の利子

とか特例適用の配当を受けている方は、今まではそういうのに税金がかからなかったけれども、住民税をその分にもかけるっていうふうな内容だと思うんです。本町では該当はないと思われるんですが、ほれと国民健康保険税のほうも同じように特例のリスト、この特例の配当の額を所得割の算定に使っていなかったのを使って軽減判定にも使うっていうふうな。外国で仕事をしていたら、そちらで外国の税金を払っていたら日本のほうの税金はかからないとかっていうのが、相互の国同士で決めているようなんがあったりするんですけれども、ほの特定適用のリスト、この配当等についてはそれから切り離して、住民税とか国民健康保険税の該当をしていただく分に入れると。いわゆる負担を多くいただくというふうな内容だと思います。

○議長（国清一治君） わかりました。

○5番（松田貴志君） 濟いません。ごめん、ほんま余りわからなかったんですけど、実際その現状、過去においても、仮にこれを適用されるような事例っていうのは多分なかったような、今後においてもまあまあれだろうということでもいいんですかね。

○議長（国清一治君） 税務課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 現在のところ、本町の町民では該当はないであろうというふうな認識でございます。

○議長（国清一治君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） そもそも国の法律がこの3月に施行されて、最後に何でほういうことが改正されたかっていう分だけ教えてください。もうほれでいいです。

○議長（国清一治君） 税務課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 話題にもいろいろ出てきましたけれども、タックスヘイブンの問題なんかも絡んでいるんだろうと思われま。

○議長（国清一治君） 関連しますので、第1号と第2号、同時にやっていますので、濟いません。

よろしいか。ほかにありませんか。もう第1号、第2号とあわせて。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、第1号、第2号、もうほかになしということで。

次に、議案第3号について質疑のある方は発言をお願いします。

議案第3号、農業委員会の委員の、これも第4号もあわせて、関連しますので、濟

いません。第3号, 第4号。

これ, 前に熟尽で説明は受けたと思うので, よく理解しとると思いますので。なしでよろしいか。

よろしいか, 第3号, 第4号はなしということ。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) それでは, 議案第5号, 一般会計補正予算(第4号)について, お願いをいたします。

どうでしょうか。いろいろ聞いとかないかんのがるように思いますけれども。

9番井出議員。

○9番(井出美智子君) 13ページの1,800万円の減額について, この残土処理場の予定地の問題がどうなっているのか, もう少し詳しく説明してほしいです。

○議長(国清一治君) 柳澤課長。

座ってで結構です。

○建設課長(柳澤裕之君) このたびの残土処理場については, 基本スタンスとしては沼江バイパスの工事に伴う土を置くということで, 町として土捨て場を構えて沼江バイパスを引き込んでくるというふうな大きなスタンスでございます。それで, 私ども執行する立場といたしましては, 一応買いでいきたいなど。土地を購入してそこへ土を盛ってもらおうとかというふうなことで進めてまいりました。それで, ちょっと過去にさかのぼりますが, 採択される前に, できたら買いでいきたいなっちゅうんで地元にも聞いてみたら, ほらまあいいんじゃないかなというふうな感触でありましたので, 買収で進めていきたいなど。買収した後はどうするんだということで, 私どもまだ確定とかほんなのしていませんが, 住宅用地とか, それから工場誘致とか, いろんなほういうふうな開発的な, 地域の発展を目指した目的に使えるらいいなということで, 買収でいきたいなということでしたが, いろいろ沼江バイパスの測量等が進む中で, 地元も買いで説明したいなということで個別に何軒か当たりますと, やはり農業をしたいよというふうな話がいろいろありまして, それで買収については今のところ断念していかなければ仕方がないのかなということで, 予算的には落とさせてもらいました。

ほんで, 土盛りについては別にかんまんよということで, 当初の目的は達成できる

というふうに考えております。

以上です。

○9番（井出美智子君） ほんなら、買収に係る地権者っては何軒ぐらいおいでるんですか。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 10軒前後となっております。

○9番（井出美智子君） その中で買収に応じたくないっていう方は何軒ぐらいおいでるんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） 今全部当たってないんですけども、3ないし4軒ぐらい。大口の方ですよ。大口の方とか、ほれから今度新しく道のつくすぐそばの方とか。個人的にもいろいろ農業をしたいとかという希望がありまして。

○9番（井出美智子君） 残土処理場として土を盛る分に関してはどうぞということ。

○建設課長（柳澤裕之君） はい。目的として、土捨て場としての目的は達成できません。

○9番（井出美智子君） こんだけの面積の土地が、条件がよくなったらいろいろな目的に使えるっていうことで、すごく有望な土地なので地権者も手放したくないっていう意思が働いたわけではない。農業がしたいっていうことなんですね。

○建設課長（柳澤裕之君） そうですね。

○9番（井出美智子君） 残りの買収に応じてくれる方に関しては、先に買うといて残りの人は残すっていうことはできるんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） 入り口あたりの方が売らなくなったなら、ちょっと後で開発が難しいです。一旦町が持つとっても。宅地に売るとか、先ほど言うた工場用地にするとか誘致するとかというふうなんだったら、やはり新しくバイパス沿いの土地が一番有効だから。ちょっとこのあたりで今のところ断念したいなということ。

○9番（井出美智子君） そうですか。何て言うていいかわからん。

○議長（国清一治君） 井出議員はよろしいか。

○10番（大西一司君） 関連、ほんな。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） この辺は当初の予定から大きく狂うでないかと思うんです。これってこのままの状態では、多目的にいろいろ避難所とか、それとか広がったら運動公園とか、いろんなことに使えるっていう想定でもあって、地方創生の中で大きくここは貢献できるというような想定もあったと思うんですが、これが大きく狂うようになると思うんですが、まだそんなに軽々に諦めんとどないか実現できなんだら、町の発展に大きく影響があると思うんですが、これ、町長どうですか、見解は。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 本来、最初のスタートとしましては、沼江バイパスをできるだけ早く事業化をしていきたいというようなことで、何が一番のアイデアであったかという、事業費の中で残土処理の運搬が非常に大きいというようなことで、なかなか県のほうも事業化が難しいというような話がありまして、そんなことで周辺の土地を町が取得して、そこへ残土処理することによって事業費をできるだけ少なくしていこうというのがこの事業の趣旨でありまして、そんなことで、県からもそういうことで事業化を早くしてくれた経過もございますし、そんなんが一応スタートでございます。一番難点といたしますか、問題になつとんは、残土処理上の対象者がなかなか用地を買収に応じてくれないというようなことが今回のことございまして、やっぱり粘り強く、将来的にも優良な用地となりますので、本来農業の農地やったら農地に返していくというようなことも目的の一つだと思うんですけども、そんなことでなしに、勝浦町にとって開発っていいですか、今後いろんな有効な用地になるように、粘り強くはやっぱり交渉はしていかなんだらいかなんというように思っております。今回は、一応予算から減額したというようなところは、そういう何人か、3人ないし4人から非常にだめ押しっていいですか、それに近い話がございましたので、一応予算を減額させていただいたというのが、今回の提案の理由でございます。

○10番（大西一司君） これ、諦めたんですか、ほんで、この買収を。もうこれでいくということに決定して進むんですか、どんなんですか。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） このたびは予算的には落とさせていただいたんやけんど、粘り強く、町長さんおっしゃるように交渉はするんですが、今のところの状況ではちょっとなかなか難しいかなと思います。

ほんで、やはり町が思っと思ったのは、ほの地域の活性化のために、先ほど言ったように住宅地、工場誘致とか、そのあたりは考えの中には入っと思ったんですけど。盛り立てた土地の云々の話は後づけであって、結局、バイパスに協力する土捨て場を設けるというふうなんが一番根幹なので、ほの後づけについてはできたらいいなという感じになるんですけども。

○10番（大西一司君） これは、第一義は、それはもう開通さすためにそういう土捨て場を近くで探して、用地探してそこに捨てることによって経費の大幅削減することによってバイパス開通が早まると、県の方針にも沿うというようなことであって、ほらあ課長が言う副産物であるかもわからんけど、しかしそのことはもう第二義的にもう織り込み済みのはずだったように思うし、住民もみんな期待しとったはずだったと思うし、我々ももう地方創生の切り札の一つにもなるんじゃないかっていう大きな期待もあったわけで、まだはっきり諦めたわけでないという話を聞いて、引き続いてどないか頑張って用地交渉をして、買収できるように頑張ってほしいと思います。ぜひ、これ、ものにしてほしいなというような、みんなの思いだろうと思うので。ありとあらゆる手段を講じて頑張ってほしいと思います。終わります、この件は。

○議長（国清一治君） ちょっと小休しますので、これデリケートな問題なんで。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

今のんも含めてありましたら。

議案第5号、ないですか。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） だめかな、言うたろうと思っとなやけんど、12ページの。今の話は鋭意頑張っていたきたいというんで一応終わって、横瀬の増額補正、立木補償がふえたんで、それを工事費の中から充当するというようなこと、また農排水とかもいろいろ出てきとんやけんど、もうちょっとこれ、こさいに説明していただけますか、そういういきさつちゅうか、何でそうなったんか。それで行けるのかどうか。何かちょっと不安な。流用とかそんなんも含めて、大丈夫なんかということもあるんですが、課長、どうですか。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） お手元にお配りした資料の中で、このA3の大きいほう、これは当初の予算書です。予算書が左側にあって、ほの予算の説明のときに、この赤い丸したところが建設課分ということで、ほんで注釈書きをさせてもろうてます。例えば、上の登記とか、土地鑑定100万円とか、宅地造成で50万円とか、宅地造成費で933万7,000円とか、そういうふうなことで、以前当初予算のときは説明をさせていただきます。それで、事業を進める中で、用地買収の土地の単価についてはおおむねイーブンかなというふうには思ってます。それで、用途地の単価っちゅうんは、上から8行目、真ん中辺の右側です。勝浦地域創生の宅地造成工事に必要な用地買収費ということで、250万円とか200万5,000円とか、ちょっと余分があるんですけども91万6,000円は未執行で、おおむね550万円以内にはおさまっています。しかしながら、ほの下の立木等っちゅうことで、立木補償が123万8,000円、それと家屋が290万円ほどということで、家屋補償について見立てがちょっと甘かって、執行する中で予算配当的に不足したので、工事費のほうからちょっと一部流用して執行をさせていただきます。

また、細かくなりますが、括弧で3つに分かれとる、721万9,000円とか180万4,000円、483万円の中の真ん中の分です。水道施設工事として、水道を引っ張るのは、水道組合との協議も要るんですけども、建てた人が引っ張らないかんというふうな規定になっったんで、それで初め近くに管が来とったから、ほこから引っ張ろうかなというふうなことで思っておりました。近くに来とったんは、水道の図面上は50ミリというふうな管だったんで、ほんで一応ほのあたりの確認のためにも試掘をさせてもろうて。試掘っちゅうて試し堀りをして、ほこに実際にあるのかどうかっちゅうのを試掘しますと、図面上は50ミリなのに実際出てきたのが30ミリということで、これでは私ども計画しておる4戸前は補えないなということで、一番近い場所の50ミリのを一応探しまして、ほっから引っ張ってくるというふうなことにいたしました。となると、やはり管路延長も長くなるので、多少なりとも金額は上がっています。

それから、測定の関係で一部計上漏れというか、ほんなんがありましたので、ちょっと足させていただきます。

以上が補正の内容です。

○10番（大西一司君） いや、どういうわけで立木補償、見積もりっちゅんが誤ったん。内容をちょっと。本数とか、見積もり、1本の見積金額が間違っったんか。

○議長（国清一治君） 建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 立木においては、多数本数読み違いとかがあったり、それから種類とか、基本柿がようけえあつたんだけど、柿がまあまああつたんで、柿の単価が意外と高くて、ほんでちょっと上がってしまった経緯もございます。ほんで、価格についても見込みではもっと安い見込みをしとつたんですけれども、ちょっと鑑定かけますと、お金がまあまあ、見込みよりも高かったということでございます。

○10番（大西一司君） 立木補償で幾らになったんですか、総額。立木補償分で。何かちょっと初歩的なミスっちゅうか、えらい大ざっぱな見積もりしたもんやなくて、感じるんやけん。本数間違ったり、柿が高いつたって、大体基本はもうちゃんどできとると思うんやけん。

○議長（国清一治君） 倍になつとん、倍以上。

○10番（大西一司君） わからんの。

○建設課長（柳澤裕之君） 一応132万4,000円の当初の中から立木と家屋が含まれておりますので。見込みとしては倍以上の。

○10番（大西一司君） 倍違うん。

○議長（国清一治君） 3倍じゃわ。

○10番（大西一司君） 何でほうなつたんかって、ほらあちょっと何か納得いかんのやけん。ほんなに間違うかいな。

ほれともう一点は、工事費から流用っていうの、問題ないんですかこれ、参事。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 同じ目内の節との流用につきましては、予算執行上、町長の権限ということになっておりますので、特に問題はないと思っております。

ただ、今回、こういった補正について、議会にお願いするということは、この追加補正についての審議をお願いできたらということ。原因となったのは、先ほどから申し上げましたように、補償費が不足した部分で今回の補正をお願いしたいということ

となろうかと思えます。

○10番（大西一司君） 順序，ちょっと違うようには思うんやけど，ほれって，足らなんだら足らなんだでやったらええことであって，工事費，流用先にして問題ないって，まあ確認したんだろうけど，これ使うて後から補正ったって，ほれちょっと違うように思うんやけど，どんなですか。余りにもちょっと簡単にやり過ぎるよに思うんやけど。もうそもそもほの倍違うっていうんがはやもう，これってどんな測量しとったんかいなと思つて。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 事務手続として，流用というのは特に問題はないということですが，やっぱり事業執行上，当初から議会にも諮っておるところで，やはり間で議会には説明なりをさせていただいたほうがよかったかと，今になってちょっと反省するところではございます。

○10番（大西一司君） やっぱり，こういうことでちょっとどうしても不信感が我々に生まれてきて，もうほかにもこんなんあるんじゃないか，ちょっとそれこそ大丈夫なんかいなっていう思いがするんで，ほかのもんにも，事業にも影響するよに思うし。これ，今の問題はないっていうんと，ほれから配管も畑総，横瀬の農排とかも関連があるんで，こういうなん，もう手続上問題は何もないんですか，その確認だけちょっとしておきます。

○建設課長（柳澤裕之君） このたび住民課にお願いしている集落排水の設備ですよ。だから，町道内に設置する配管，各宅地から，宅地の柵は造成でするんですけども，宅地柵から町道一旦入って真空ユニットっちゅうて，ほこで柵をこしらえます，真空ユニットっちゅう。その柵までの間については，もう公のものという解釈で住民課のほうで特別会計のほうでお願いしております。過去に，例えばほの近場で下に3軒ほど，NTT官舎があったところで3軒ほど新しく家が建つとんですけども，ほの配管引っ張るについても町のほうの，個人柵からの吸入用の管については公で管理するし公で工事費も払うとんで，ほれに倣うて住民課のほうでお願いをしております。

○10番（大西一司君） これちょっと時間が，ほかにも質問あると思うんで，ないんで，そもそも立木のことから端を発しとるよに思うんやけど，こういったことを本気できっちり精査できるよなことでないと困るということをちょっと指摘し

て、これはもう置きます。ほかにもあると思うんで。みんなにちょっと不安な要因を与えとんは確かだろうと思う、こういうことで。しっかり対応してください。終わります。

○議長（国清一治君） どうぞ。

籾議員。

○6番（籾 公一君） ちょっと今、10番議員の答弁で執行部のほうのを聞いてって、若干違和感もあるんやけど、まあ言うたら町長が認めたら何でもできるんじやていうようなことで言い出したら予算の余り意味がないようになるんで、これはやっぱり歯どめすべきところはやはり参事のところでせなんだら、まだ流用はかんまんから、制度上は問題ないんじやていうことになってきたらほんとおかしな話になってくるんで、ここは参事やっぱりおかしいのはおかしいという、今回やっぱりちょっとおかしいですね、これ。違和感をちょっと感じます。最終的に問題ないとしても。そこら、やっぱり執行部の言う予算に対することに対しての歯どめっていうふうな体制、再度、参事はどのように感じているのか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） いわゆる法令上、議会でご審議いただくのが、予算については科目で言えば款項の部分で、そのところの流用については議会に諮っていかなければならないというふうにはなっております。目同士の流用、それからその目の中での流用というのは、町長の決裁権限の中で法律上許されておりますので、その辺は処理上誤りということではないかと思えます。

ただ、ただですよ。ここが重要で、事業執行上、当初説明していたことと大きな食い違いがあるときには何らかの報告なりということは必要になってこようかと思えます。

以上です。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（籾 公一君） 制度上問題ないって、初めに言ったとおりやけど、やはりおかしいということはきちんと参事のところで歯どめをかけてせなんだら、最終町長がしたんだ、あと全部町長の責任ですか、これは。ほな、町長どう思いますか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 当然、決裁権限持ってますので、最終決裁でございますので、押した以上は責任持っていくと。しかし、やはりその間には、透明性っていう説明責任を果たせるようなことでなかったら、私が責任とるような話にはならないということは心がけてはおります。そんなことで、しっかりと、やっぱり不信感持たれることなしに、透明性、説明責任も十分果たせるような事務執行にはしていかなんだら、何でもかんでも私の権限でできるっていうもんでもなし、適正な範囲内だったらできるという、説明ができるような話だったら決裁できますということであると思っております。

○議長（国清一治君） 節議員。

○6番（節 公一君） 今、町長が言うた、まさに適正なところだったらええんですが、やはりちょっと疑義が残るようなことはどっかでチェックしとかなんだらいかんと思いますし、それと建設課長に再度戻って確認しますが、この事業、全体がちょっとおくれてるんです。当初の予定から聞いたら。ましてや、ずっとプロ集団がやりようるわけやから、その中には行政間の手続のおくれみたいなんもあるし、今回みたいに立木の補償やったら決まっとる、当初したやつが見込み違いや言うんは、立木がふえるわけじゃなし、種目が、みかんが柿に変わるわけじゃなし、もうわかっとるのが倍も違ういうんは、行政のプロとして、その事業がおくれたこととあわせてどのように感じますか。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） このたびの分で、立木の関係も多少あるんですけども、一番大きなのが家屋補償の物件の値段です。ほのあたりについては、計上についてはミスがあったことは反省をしています。今後も反省せないかんというふうに思っております。

ほんで、工事の売り出しとか、そんなのおくれとかというふうなんについては、やはり私も農業関係絡みがちょっと1本ありまして、ほんで二月ほどかかってしまったんで。農進地は外れとったんは確認したんですけども、農地転用系の手続が要するというふうなことで、後で私どもも気づいた話であって、ほのあたりはおくれとんは申しわけないなと考えております。

ほんで、今回の補正においても、補正いただいて最終精算で単価を決めて売り出し

価格としたいので、早目に単価決まるように努力はしたいなと考えています。

○議長（国清一治君） 籾議員。

○6番（籾 公一君） この件の最後ですが、今回、この説明書でもろうたように、ざっくりとしたところですよ。当初は1,760万円でしたね、ここに書いてある。ほれが今回の補正して2,100万円ぐらいと、現在のところではまだ未執行の分もあるとして。集落排水の300万円もこの原価の中に、土地の販売するのはかかった原価で割って単価を決めるっていう話だったでしょ。コストを原価にすることだったでしょ、販売価格。ということは、当初1,700万円ぐらいだったのが、これ2,100万円になり、なおかつ集排の分、300万円合わせたら2,400万円ぐらいになるわけです。その分は入れるのか入れんのか、農排の分は。そこはどんなんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） 一応、農排については、公共枿、いわゆる公の道路に入ると、それから管理も町の特別会計のほうでお願いするというので、ほの分は入りません。ほんで、今回割り勘にしますよね、割りますよね、平米数で。ということは、これまたいろいろ請差とか、いろいろ工事の進捗によって、最高いってもこの額ということで、マイナス要因はまだ最終精算的にはあると思います。ですから、大体お渡ししとる平面図を見ますと、トータル的には1反ぐらい、1,000平米と思わしきものですから、ほれで割ったら大体の単価的なものは想像できると思います。

○議長（国清一治君） 籾議員。

○6番（籾 公一君） 今まさにちょっとそのことなんです、課長。坪単価で言うたら、ざっくりですよ。330ですか、1,000ですから。ほんで、2,100万円としたら7万円弱になるでしょ。ほんで、それ以上上がらんという話ですが、周辺との土地の価格を見たら、やっぱり割高になると思うんです。現在の周りの土地の値段から。町が造成して周りより高いというのは、本来の目的とは合わんような気がするんで、そこらは販売単価の修正みたいなんは考えておるんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） ほれについては、支出総額が決まって、理事者のほうと相談をしたいというふうに考えています。

○6番（籾 公一君） 検討の余地はあるということやね。検討するということやね。単純な計算式じゃなくして。

○建設課長（柳澤裕之君） 単純な計算式は一応ベースでございまして、ほのご相談

は町長さんとさせてもらいたいと思います。

○6番（節 公一君） 以上でちょっと置いときます、この件に関しては。

○議長（国清一治君） 納得したんですか。

僕もちょっと関連で聞くんやけど、参事が言よったみたいに目内の流用は、ほらあもうかんまんわんのやけど、流用するっていうんはほこの予算に余裕があるところから流用せなんだら、流用したばかりに足らんのがわかるところから流用するっちゅうんは、ほれは問題ないんですか。

参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 当該事業の執行上に必要なものというように判断したのであれば、もちろんこういった工事を早く進めていくという上で流用して、そういった段階を踏んで執行していくと。もちろん、こういった大きな額ですので、流用しますとそこに不足が出てくるということで、このあたりは議会に承認を得ながらというところで、今事務手続上、これが問題になるかと言うたら問題にはならないということで、この回答しかないとは思う。ただ、段階を踏んだ報告、あるいは協議っていうのは必要になってこようかと思います。

○議長（国清一治君） ほしたら、補償費が当初より3倍ぐらいになつとるでしょ。ほれを工事費からとって、ほんで今度は工事費で補正しとるでしょ。ほれは問題あるんでない。

参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） この件につきましては、私も不確かな部分はありませんのでいろいろ調べてみましたが、財務上の処理の仕方については、不足になった部分の今回補正をお願いするというので、工事費の補正ということで、数字については合っているかというふうに考えております。

○議長（国清一治君） いや、ほんじゃけ、今度補正、どうしてもせないかんのやったら補償費で出すべきちゃうん。補償費で出して、再流用ができるかどうかは別にしても、ほうしとかなんだら工事費が足らんっていうことで、実際は補償費なんやけど工事費がもうふえるばっかしで、補償費は当初のままでいっとるということでしょ、まあいうたら、処理は。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 財務用のいろいろな参考資料を確認もしての

話なんです、こういった事例もありまして、目の中で工事費から流用して補償費に使ったと、その場合、今度議会にお願いして増額するのは、やっぱり工事請負費に予算をとるということで処理をするというふうになっているということで、確認はさせていただきます。

○議長（国清一治君） 余り言いたはないけど、ほらあこんな処理はないですよ、はっきり言うけど。ほれこそ議会の当初予算一生懸命審議したって、目であっちへこっちへつたら、なんじゃあ、ほらあ、議決の意味がなくなると思う。これはこれ以上はあれやけど、問題がありましたとは言い切れんだろうけど、少なくとも議会には相談しとかんなんたら。しとつたら問題がないことやし、毎月毎月、議会やっていきよんが通年会議のいいとこで、何で説明ができてないんかなっていうんが。みんな残つとると思う。今度は補償費で出してほしい。補償費で組み替えでもして出してほしいなど。それはできるんですか。実質補償費が不足しとんやけん。

はい。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） いわゆる補正の理由としては、補償費が不足したということが理由になろうかと思えます。ただ、それをもう流用という処理をしたということで、補正予算は工事費で補正額を増額するということになるかと思うんで、議会への説明については補償費が不足してそこに流用したことから起因した工事費の補正というふうになろうかと思う。

○議長（国清一治君） これ、第5号をまず昼までにはちょっと無理なんで、一旦小休したいと思います、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 日程の都合により、休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第5号に対する詳細説明を継続しておりましたので、続けて質疑を受けたいと思います。

どなたからでも。

6 番 節議員。

○6番（笹 公一君） 企画費について、ちょっと質問しますが、まず工事請負費で活性化センターで3,801万6,000円っていうような説明があったんですが、これの財源です。前回のときには県のほうから補助金が600万円ぐらいつくとかっていうような話があったんですが、その財源はどうなっとんですか、これ県のほうには入っとらんでしょ。その点。

○議長（国清一治君） 海川課長、600万円。

○産業交流課長（海川好史君） 活性化センター改修工事につきましての財源、今回過疎債を3,800万円を充てております。っていうのが、前回、6月議会の際に用地購入費と設計委託費を提案しておりましたが、そのときに財源として国庫補助金を歳入として計上しておりました、その分を6月議会で歳入として計上しておったところで、今回につきましては、その分は会計上ですと二重計上という形になりますので、計上してございません。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（笹 公一君） いや、前回、地方創生特別委員会の際に、事業費2,000万円に対して600万円の県の補助金があるから今回しとかにやいかんのんじゃっていうような説明があったと思うんですけど、そうじゃなかったですか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） この国の補助金を申請するに当たって、当初に財源を入として組んでおく必要があったために、6月議会で歳入として国の補助金666万円を財源としてもう既に組んでおるという状況です。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（笹 公一君） この前のときに、このセンターを建てる補助金っていうような説明じゃなかったんですかね。副町長、ちょっと確認やけど、ほんなような話でなかったですか、県のほうの補助金が今回2,000万円までに対しては600万円つくからっていうようなことで、ちょっと担当のほうからも、今回これ逃してしもうたら、ひょっとしたらつかんかもわからんからっていうような話があつて、え、それはちょっとほの説明は適切でないなという話をしたと思った。そこらは僕の記憶違いなんですか、副町長、どうでしたかね。いやちょっと、副町長、県のほうの何って言うたけん、たしか。

○10番（大西一司君） わいらもそういう認識じゃわ。

○6番（節 公一君） ほんなら、副町長でのうて、説明できる方、誰でも、参事でも課長でも結構ですよ。第一読解ですから、別に。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 今回、特別委員会で666万6,000円の補正、国の補助金ということですが、このお金につきましては、いわゆる設計の部分、それと工事費の部分について補助金がついたということで、これを6月議会の設計の費用を上げるときに一緒に上げさせていただきます。

○6番（節 公一君） ほういう説明だったん。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） はい。ほなけん、もちろん工事費は、私どもの思いとしたらいつかの議会では承認していただけるという思いがあって、今回特別委員会でも説明させていただいたのは、この工事費の予算成立があって、その666万6,000円の補助金っていうのはいただけるものということになります。ただ、6月議会で既に実施設計の分についても承認していただいたという関係上、先に予算には計上させていただいてます。それが状況でございます。

○6番（節 公一君） 再度確認やけど、今回の活性化センターを建てるに当たっての、新しくつくるということではないということやね。もう既に6月議会のときに666万6,000円、その分がそうやということやね。だから、センター建てるにはその補助金という、プラス600万円が新たにつくということではないということやね。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） そうです。

○6番（節 公一君） ちょっとあのときの説明が、たしかセンターを設立するに当たって補助金がつくというようなことだったと思うんですが。まあ、言うた言わん、聞いた聞かん、松にウグイスみたいに鳥が違うんか木が違うのか、とり違いか聞き違いかちょっとわかりませんが。ほな、確認としてそういったことで、この補正予算に対する財源は了解しましたが。

次に、これ、教育委員会のほう、さっき説明があった同じところの企画費のところ、阿南方面のバスが70万2,000円、これの財源がその他のところの市町村振興交付金に100万円ということで、残りの29万8,000円っちゅうんはどないなるんです。70万2,000円の事業に対して100万円の何を使うわけじゃないでしょ、財源として。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） この点について、先ほどの説明では申し上げてなかったんですけれども、当然、今おっしゃるように、支出70万円に対して100万円が充当されとるということなんですけれども、この交付金が後から企画のほうの地方創生室のほうから補助金申請上げておってついてきたわけなんですけれども、この事業で200万円当初計上してましたので、それと合わせて充当させていただくということで、残りの30万円もこの事業に財源充当、振りかえさせてもらうというような格好になるかという形になるんですけれども。

○議長（国清一治君） 僕も疑問に思うたんやけど、支出に対して充当が、ああいふ説明するけんおかしなる。

ほな、教育長。

○教育長（椎野和幸君） 濟いません。補足をさせてください。

今、局長が少し触れましたけども、当初予算でご承認をいただいたのが、この事業に200万円の予算をご承認いただきました。それで、執行していく中で、当初の計画が十分進んでないということもありまして、年度末までの補正で70万円という今回金額を提案をさせていただいたところであります。返りまして、事業としましたら、年度当初が200万円の事業を計画しておりまして、今回補正をご承認いただきますと、トータルで年間270万円の事業という形になります。そこに対しまして、市町村の振興共済から、この事業に対して100万円の補助がいただけるということで、きょうの説明では、支出の増の70万2,000円というのと、入りは270万円に対する助成としての100万円というところが説明が舌足らずで、入の100に対して出の70万2,000円という説明になったのでありますが、トータルで捉まえていただいて、270万2,000円の事業に対して100万円の助成金がついたということでご理解をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（鄧 公一君） 経過はわかったんですが、その処理の仕方、これ参事、本来なら財源振り替えか何かできちっとすべきではないんですが。財源が変わったわけでしょ、もともとと。それだったら、財源振り替えしてきちっと数字を合わすという処理が適切でないかなと思うんですが。これは前のに使うたやつだってわからんわな、

後々。そこらあたりどんなんですか、参事。予算を計上するに当たっての処理の仕方。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 予算の説明の仕方によるかとは思いますが。一番わかりやすいのが、多分3月31日の予算で、それまでに予算計上されてなかった国の支出金であるとか起債の変更の額であるとか、そういったものについて財源の内容が変わった場合に、一般財源と特定財源との財源振り替えてというのはよくある計上の仕方と思うんですが、今回の場合、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、事業が始まって7月に交付金が決定になったということでございます。それで、ちょうどここで事業費を追加補正するというので、70万円の予算が出てきたことにあわせて、この交付金についても計上しておこうと。ただ、詳細の説明は必要であるかとは思いますが。一般財源が今まで、当初であれば200万円必要だったのが、今回70万円ふえるということをあわせて、残りの170万円に一般財源が減ったというような、そういった説明は必要であったかと思えます。

○議長（国清一治君） いや、説明でなしに、財源振り替えの手続をしとかないかんでないかっていうことよ。説明の問題ちゃうんよ。な。

○6番（笹 公一君） そういうこと。説明はわかった。経過はわかったわけよ。だけど、予算の計上の仕方っていうか、会計処理はこうなるんで、財源振り替えするほうが適切でないんですかっていうことをちょっと説明して。財源が変わったわけですよ。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 多分、この時期に予算を組むことで、交付金なりの特定財源として予算化するっていうのは、あながち間違いではないとは思いますが。ただ、もちろん一般財源で200万円という一般財源が当たったわけですから、その部分に変更になったというようなことは、説明の中に必要かなとは思いますが。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（笹 公一君） この予算書を見た限りでは非常にわかりにくい、本当に。やっぱりもっと適切なやり方があるんじゃないかなと私は思うんですが、参事のほうがこれでもう問題ないというんだったら、それ以上のことは言うてもしやあないんです

が。

そしたら、教育委員会のほうにもう一度戻りますけれども、今回、ちょっとえらい詳しいところの数字まで出とって、この運営の仕方、町有バスの利用も並行して今考えてると。ほんで、現在の見通しでは、町有バスのほうにできるということをもう想定してこの金額やということなんですが、11月から1日、今まで3便だったのを2便にしているということで、そこらあたりは保護者会のほうっていうか、関係者のほうとの調整は十分できた上のことなのかどうかと、逆に言うたらこれ以上の補正の追加っていうんはない見通しでいけるんですか。その2点。

○議長（国清一治君） 河野局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） まず、保護者会との調整ができておるかという点ですけれども、1便減らすと、今の2便というのが朝1便と、従来帰り2便だったんですけれども、帰りを1便と、今現在、11月からさせていただいとんですけれども、これは保護者会のほうには了解済みで、利用状況によってこれ検討させてもらうという説明をしてましたので、初めに言ってましたように保護者会のほうは了解済みでございます。

それと、見通しとして、今現在、この補正額70万円の額なんですけれども、2便で今後3学期までを計上させていただいとんですけれども、仮に登録をとった場合の運行方法としては町のバスを使つての委託という形になろうかと思うんですけれども、これについても期間が短いということもありまして、今丸々言うたらタクシー料金が要ってるという換算からしましたら、これは業者と話した経過もあるんですけれども、丸々はここまでは要らないでしょうというふうに聞いてますので、この額を充てておけば十分運行は可能かなと考えております。

○議長（国清一治君） はい。

○6番（節 公一君） もう余り私ばかりっていうんがいかんで、もう最後になんですが、その下の同じ12ページの賦課徴収費のところでも、1、3、3の説明のところでも、固定資産宅地評価業務194万4,000円っていうんが出とんですが、説明のときにちょっと十分私もよう理解せなんだんですが、3年ごとの評価がえによって今回33地点のことをすると、その費用ということでよかったんでしょうか、ちょっと確認だけしたいんですが。

○議長（国清一治君） 税務課長。

○税務課長（笹山芳宏君） はい。そうでございます。

○6番（笹 公一君） っていうことは、3年ごとにするっていうことは前からわかってたわけやね。これ、補正で上げないかんというよな、この理由っていうんは何なんですか。

○議長（国清一治君） 課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 当初予算で組んでおかなければならなかったんですけども、組めていなかったということでございます。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（笹 公一君） 今後そういうことがないようにするためには、どういうことが必要なんですか。例えば、課長もかわられたから引き継ぎがうまくいってらなんだもんなんか、そういうところに問題があるのか。そうせんと、組めとらなんだから組むっていうのは、それはそれで必要なからええと思うんですが、なぜそういうことになったのか。今後そういうことが起きないようにはどうするのかっていうことが、当然必要と思うんですよ。それに対してどのような対策をされているんですか。

○議長（国清一治君） 税務課長。

○税務課長（笹山芳宏君） どうしてこうなったかというのは、前担当の方が計上忘れであったということで、今後は、こういうことがあったので、引き継ぎ等きっちりして、漏れのないように予算を編成するときに気をつけるということに尽きるかなと思います。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（笹 公一君） 余談ながら緊張感と何を持ってやっていただきたいなと思いますんで、そこらあたりはぜひよろしくというか、せなければいかんと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） ほかに。

ちょっと、ほんなら僕も1点だけ。12ページの賦課徴収費のところの臨時雇い賃金の説明で、地籍調査関連の土地台帳の編成をするっていうような説明があったと思うんやけど、ちょっとほこらを。

○税務課長（笹山芳宏君） 先ほども申し上げましたように、中山地区の地籍調査の

完了に伴いまして、新しく現状と違ったり面積が広がったり狭くなったり、地目が変わったりしたようなので、今の現状の固定資産台帳と違うような、地籍調査の成果があらわれた新しい、現実に沿ったような内容の台帳が、建設課の地籍調査の係の方から完了してでき上がったので、税務課のほうに固定資産台帳にも使えるようにということで資料が回ってくるわけです。けども、本町の場合、地籍調査、一番当初のときの議会での申し合わせで、それを本来ならば固定資産台帳にそのまま反映させるんですけども、全町の地籍調査が終わるまで反映させないというようなことになってますので。ですが、土地の売買とかその後の変更とかっていうのがあって、法務局のほうからそういう変更の分が来るわけです。それを持ち主が変わったり売買があったりした場合、固定資産台帳にもそれを反映していかなければならないんですけど、それを地籍調査の結果を使えないので、地籍調査の分は機械と別のところで、紙の台帳でそのままにそれを手書きで変更していかなければならないんです。それが手間仕事なので、臨時の職員さんを雇ってお願いをしたいと。昨年まででしたら、1地区、棚野地区の分だけだったんですけど、今後、成果をいただいて中山と棚野と2地区分、ふえた分の作業をしなければならないということで、その分を計上できていなかったの今回お願いしたいと。これは、また3地区、4地区、5地区、6地区、15地区までふえていったらずんずんふえていくということになるかと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） ほんやけん、棚野もできとらんのやな。

○税務課長（笹山芳宏君） いや、棚野、今までの分はできているんですけども、毎年毎日のように変更、土地の売買とか分筆とか合筆とか、法務局のほうへ届けがあった分については、日常的に変えていかなければならないんで。

○議長（国清一治君） はい、わかりました。ほなけん、台帳を整理しても課税はしないということやね。ちょっと確認だけ。これは前に決めたと思うんやけんど。

○税務課長（笹山芳宏君） 現在のところはそういうふうなことになっています。

○議長（国清一治君） ほかにありませんか。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 避難所緊急安全診断事業のことについてお尋ねします。

洪水のときの避難所は29カ所あるんですが、地震のときは、この21カ所に避難する

ってという意味合いの、これは安全診断をするあれなんですか。ちょっとその点の意味合いが理解できてない。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 今回、ごらんになっていただいたら一番裏にあれ出とんですが、実は学校施設はもう既に終わっているということでのいています。それと、全体の構造のことでなくて非構造部材、いわゆる上からの照明であるとか、そういったものについての調査になろうかと思imasuので、今回はきょうお渡ししてある資料の中の避難所について、国から等の指導によって今回調査、診断をするということになっております。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） お寺や神社は対象外ってということですか。

○議長（国清一治君） 参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 町が持っている施設等になろうかというふう  
に思っております。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） 県のほうの補助事業で県立学校の避難所の施設強化っていう部分もあるんですけど、それ、今学校が終わっているっていうことですが、中学校とか、強化する必要がなかったと判断していいんですか。県の補助金はあるんやけど。

○議長（国清一治君） 参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 今回ここするのは調査事業ですので、もしこの結果によって、場合によったら予算をいただいて補強するものも出てこようかと思imasu。既に学校については、こういった調査については一応終わっているという解釈をいたしております。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） 強化する必要がないっていう判断、終わっとるけん、そういう判断やね。

○議長（国清一治君） 参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 実は、そのところどういった調査結果が出

とるかっていうの、申しわけございません。私のほうでちょっと認識不足でわかっていないということが現状かと。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） 徳島県の補助金で学校の施設強化の充実を図る事業があるので、不備な点があったら、そんなんでも補助金をもらえたではないかなと考えて、で聞いてみただけなんで。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（節 公一君） 関連で、今の私もちょっと質問しようと思っと思ったんですが、今の答弁の中で参事が、診断した後、改修が必要な場合は補助金などもいただいでというような話だったんですが、実際地元負担っていうことは起こらないんですか、診断の結果ですよ。耐震せないかんと、工事せないかんとというようなことになった場合は、その費用の負担はどないなるんですか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 少し内部での検討も必要かと思いますが、今の考えであれば、これ避難所としての安全性を確保するためということであれば、町のほうでもし必要な補強については、各地区の集会所であっても町のほうがすべきかなというふうに、今は考えております。

○議長（国清一治君） ほかにありませんか。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 小学校のスロープとトイレの改修について、これは以前にもリフトのときにも話させてもろうたんですけど、この時期についてよかったと思います。やっぱり一日でも早くこういったことが整備されるように私も願ってましたし。

ちょっとお聞きしたいのは、このトイレ改修、スロープの部分で、具体的な設置の場所と、あと今わかってる段階でどの部分にスロープつけるとか、そこらあたりはこれからの話かもわからんけど、あと工期の部分、どの時期ぐらいを見込んでどのくらいの期間でっていう部分を考えておられるのかを聞かせてください。

○議長（国清一治君） 河野局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） まず、スロープの設置場所ですけれども、本校舎のほうから体育館に渡っていくんですけども、その渡り通路につなげてと考

てます。ですから、トイレも横側になるんですけれども、どう言うたらええんでしょ  
うか。体育館側にひっつけてというところのスロープを考えてます。

それから、工期のことなんですけれども、今回ご承認をいただきましたら、設計を  
12月中に行いまして、工期は1月中旬ごろから年度末というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） よろしいか。

ほかにありませんか。

なければ、議案第6号に移りたいと思いますが、よろしいか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議案第6号について質疑はございませんか。国民  
健康保険特会の補正。

よろしいか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、第6号議案の質疑を打ち切りたいと思  
います。

続きまして、議案第7号について質疑はございませんか。簡易水道特会。

ありませんか。

6番議員。

○6番（鄧 公一君） いや、ほかの人ないんだったら。

今回、森本議員と私も7月の若あゆ会議で一般質問させていただいた後で、非常に  
急展開でこの事業に取り組んでいただけるということに関しては、非常にありがたい  
なと思ってるんですが、ちょっと当初のスケジュールよりも、私らが聞いた、地元関  
係の水道組合の役員会、また総会で聞いたスケジュールよりも非常に前倒しとい  
うか、早い取り組みになっているなというような気がするんですが、今後のスケ  
ジュールについて、私の記憶では県のほうなり国のほうに申請を出して、その許可を  
もらうが、たしかあれ9月か10月で、そのうちに出して、事業自身は29年度になる  
かなというようなことを聞いたんですが、今回のこの補正予算にしても、事業自身  
は多分今年度中に難しいと思うんですよ。そこらあたり、全体図、今のところど  
のようなスケジュールを組まれておるのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。座って結構です。

○建設課長（柳澤裕之君） 議員おっしゃるように、説明会の後に、変更認可的なものも作業進めながら、今回の議決をいただいた後、測量設計を年度内に行いまして、工事については来年度内ということで、業務を遂行しております。

○6番（節 公一君） 年度内に測量設計ね。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（節 公一君） ある程度のろ過、ろ過の場合ですよ。あと配管の場合とか取水口のところをちょっと説明されとったと思うんですが、ろ過装置について、たしか3つぐらいの方式があると、緩速式とか急速式とか、浸透膜のようなフィルター管理、大体の案としてはもう決まっとんですか。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 3種類ほどの仕方がございますが、その中では膜ろ過のほうが一番場所もとらず、それから設備も小さいので、今の現在ある急速ろ過池でその場所で計画したいなと考えておりますので、やはり施設の大きさによっていろいろ工種も変わるんですけども、やはり本膜ろ過のほうがいいなということで、今はその方向で進んでいます。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（節 公一君） 今の説明で、測量、また計画は年度内っていうようなことだったと思うんですが、組合員の方にとっては、了解は得てますけれども、料金がどのぐらいになるのかということが、説明のときにはある程度の選択肢もあって幅もあったと思うんですが、それが大体確定して、実際に料金が上がるというようなスケジュールはどうなってますか。いわゆる使用料のほうのスケジュール。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 当然、使用料のほうのスケジュールについては、全体の金額もはじきながら、今後のメンテナンスとかいろいろ計算をして、ほれで決めたいなというふうに思っただけですけども、実施についてはもう施設施設が整ってから、当然、水道の利用者には賦課させていただきたいなと考えています。まだ決めるにはちょっと今、時期的には余り申しませんので、お願いします。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（筈 公一君） ちょっと最後の確認なのですが、工事は来年度でしょ。もし来年度の早い時期に完成した場合、早い時期っていうのが、例えば夏場とか秋口とか、それでも終わった時点からするのか、ほれとも新しい年度、30年4月からですか、翌年度の始まりからするという計画っていうか、そういう予定と解釈してええんですか。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 賦課するについては、やはりものが新しくなってからっちゅうんが基本でございますので、例えば、夏場に仕上がるっちゅうんはまだ難しいと思うんですけども、12月末に仕上がるのであれば次の年からお願いしたいなど。やはり企業会計になりますので、おまかせんとほるときはほるときでいただきたいというふうに思っております。

○6番（筈 公一君） 年度途中であってもということですね。年度途中であっても、完成したある程度の月からということですね。

○建設課長（柳澤裕之君） ものが新しくなった場合については、これから以降が料金が改定になるというふうな解釈でお願いいたしたいと思います。

○議長（国清一治君） ほな、課長、1点だけ。

6ページの建設費のその他の、財源内訳のその他で1億円近くあるというの、この内容と、旅費20万円、これは材料検査って言われたんやけど、誰がどこへ何回ぐらい行くんでしょうか。6ページの財源内訳の1億円近い、その他の内容。

○建設課長（柳澤裕之君） まず、9,983万8,000円の話ですね。

○議長（国清一治君） はい。

○建設課長（柳澤裕之君） それ、5ページの歳入の表の一番上の繰入金になります。一般会計の繰入金でございます。

それで、次、旅費20万円ですね。20万円については、過去の経過から見ますと、前の沼江の冠水の時には私と担当とが、2名が参りました。それで、今回については、膜ろ過の施設の検査と、ほれと電基盤とか、いろんな設備機器の検査に参る予定でございます。ですから、2回ぐらいの予定になるかなというふうに思いますけれども。

○議長（国清一治君） どこへ行くの。

○建設課長（柳澤裕之君） 県外です。工場に行きます。

○議長（国清一治君） わかるん。

○建設課長（柳澤裕之君） 今のところ、請負業者がまだわかりませんので。

○議長（国清一治君） 職員が行ってわかるんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） コンサルタントも一緒について行って、検査で私どもも写真に入って検査しましたよというんと、ほれと一番重要なポイントとしたら、ほの電機の基盤とか、そういうふうなんでいろいろ説明、細かく受けます。ほのときに、説明受けて使いやすさとか、いろいろ話し合いをしたりして、検査をいたします。

○議長（国清一治君） わかりました。

ほかに議案第7号はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） なければ、次に移りたいと思いますが。

議案第8号について質疑はございませんか。集落排水事業の特会。

ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議案第9号について質疑はございませんか。

ありませんか。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 議案第9号の部分で、一応指名競争入札の部分で、該当業者数とこの契約金額の落札率、その部分についてお願いします。指名した業者数と、ほんで参加した応札の業者数と、それと落札率とお願いします。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 10月26日に執行いたしました。10社、指名競争入札で通知をいたしまして、応札されたのは3社です。

申しわけございません。契約金額はこの金額、消費税を除いた額なんですけど、他社の金額については、今ここで持っておりませんので。ただ、おおよそ予算に近い額ということで、そんなに差はなかったかなとは思いますが、設計金額にごく近いような金額であったかと思います。もしあれでしたらまた、後ほど皆さんがいらっしゃるところで報告させていただきます。

○議長（国清一治君） 議案第9号についてほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） なければ、以上で総括質疑を終了します。

ちょっと小休をいたします。

午後2時13分 休憩

午後2時24分 再開

○議長（国清一治君） それでは、再開をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第4号まで、並びに第6号から第9号までの議案について、第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、ただいまの件は第二読会に付することに決定いたします。

本日はこれで散会いたします。

なお、本議会は11月21日9時30分から再開します。

お疲れさまでした。

午後2時25分 散会